

「林業に係る課税・非課税の判定計算書」の記載上の留意点(三重県)

別紙

総収入金額の区分は、この表により(A)林業収入(B)その他収入(C)その他収入に含まない(D)別計算に区分して計算してください。なお、注書きにより例外がありますのでご注意ください。

	収入科目	林業収入金額	その他収入金額	その他の収入に含まない	別計算
		A	B	C	D
1	立木売上	○			
2	分収金	○			
3	保安林損失補償	○			
4	育林に係る補助金・助成金	○(注1)			
5	作業受託料		○		
6	販売受託料		○		
7	林産品売上		○		
8	施設、設備、土地利用料		○		
9	補助金・助成金等 (4に係る補助金を除く)			○(注2)	
10	受取利息、配当金		○		
11	満期保険金・解約返戻金		○ 運用益部分のみ	○	
12	生命保険金・損害保険金		○(注3)	○(注4) 支払相当額と相殺されたもの又は、圧縮損等により収益反映しないもの	
13	保険等の配当金		○		
14	有価証券売却益				○
15	土地譲渡益等				○
16	その他事業に係る所得		○(軽微なもの)		○
17	償却資産売却益		○ 取得価額を超える部分のみ	○	
18	各種引当金・準備金の繰戻額			○	
19	不用品売却収入		○		
20	還付加算金		○		
21	租税還付金			○	
22	現金過不足			○	
23	債務免除益			○	
24	消費税(地方消費税含む)			○(注5)	

(注1)主として育林事業に直接関連して交付される補助金が「林業収入金額」に含まれます。

(注2)国又は地方公共団体(これらに準ずる公益法人等の公的機関を含む)から収入した、施設整備に対する補助金・雇用調整助成金・借入れに対する助成金等が該当します。但し、補助等の目的のために支出した金額を超える部分は「その他収入」に含まれます。

(注3)滅失した資産の取得価格を上回る金額については「その他収入金額」に含まれます。

(注4)「支払相当額と相殺されたもの」とは、賠償保険金等の内、事故当時者又はその親族へ支払った金額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法上損金算入が認められる収入金額をいいます。

(注5)消費税(地方消費税を含む「以下同じ」)課税事業者で、税込会計方式を採用している場合、収入金額に含まれる消費税相当額はその他収入に含まれません。但し、税抜経理方式を採用し、簡易課税制度の適用がある場合で、益金として計上した消費税差額はその他収入に含まれます。

(その他)この表は一般的な項目について記載したものであり、記載されていない収入金額については、この表に準じて計上してください。